

町内会長様

多治見市保健センター

【地域集会所での禁煙標識掲示について】

「多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例」に伴い、区・町内会で管理して見える集会所等において、禁煙標識掲示のご協力をいただいております。

なお、劣化している等で新たな標識が必要な場合は、屋内禁煙用〇枚・敷地内禁煙用〇枚と区長様にご連絡ください。

区長様を通じて7月末までに保健センターに依頼いただいた分は、8月24日の区長会議でお渡しさせていただきます。

参考：集会所等は原則屋内禁煙が健康増進法で定められています。

駐車場等を含む敷地内禁煙についてもご協力いただければ幸いです。

【屋内禁煙用】

・B4 サイズ



【敷地内禁煙用】

・B4 サイズ



【地域における健康づくりについて】

保健センターでは、「食生活」「運動」「喫煙対策」を3本柱に地域と連携した健康づくりを実施しております。地域での健康づくりを検討される折には、是非とも保健センターにお声がけください。

◎地域における健康づくり活動「健康ひろば」の例

①地域の行事等に合わせた健康の啓発（血管年齢測定や体内成分測定などの健康チェック、味噌汁の塩分測定、体操など）

②おとどけセミナー

〔生活習慣病予防の話、健康づくり推進員による筋力アップ体操、食生活改善推進員による減塩や野菜を上手にとるコツ、口腔ケアの話など〕

問合せ先： 多治見市保健センター 健康づくりグループ 電話 23-5960